指定事業所の変更届の提出について

1. 指定後，指定内容に変更がある場合，サービス事業所ごとに変更届出書の提出をすること。

**※提出日は，変更の事実が発生したときから10日以内**

1. 「従業員の職種，員数及び職務内容」については，毎年4月1日現在において，以前提出した人員体制に変更があった場合に，毎年4月の第2金曜までに提出すること。

**※管理者・介護支援専門員・計画作成担当者については，その都度提出すること。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 変更事項 | 添付書類 |
| 1 | 事業所（施設）の名称 | ・付表  ・新しい運営規程（新旧対照表でも可）  　→9の運営規程の変更でもある。 |
| 2 | 事業所（施設）の所在地 | ・付表  ・事業所（施設）の平面図  ・事業所（施設）の外観及び内部のカラー写真  ・賃借契約等の写し（自社所有でない場合のみ）  ・（新しい運営規程（新旧対照表でも可））  （→9の運営規程の変更でもある。） |
| 3 | 届出者の名称 | ・現在登記事項証明書 |
| 4 | 届出者の主たる事務所の所在地 | ・現在登記事項証明書 |
| 5 | 代表者（開設者）の氏名及び住所 | ・現在登記事項証明書  ・誓約書  ・認知症対応型サービス事業開設者研修修了証書の写し  （認知症対応型共同生活介護事業所及び（看護）小規模多機能型居宅介護事業所看護小規模多機能型居宅介護事業所のみ） |
| 6 | 登記事項，条例等  （当該事業に関するものに限る） | ・条例等  ・現在登記事項証明書 |
| 7 | 事業所（施設）の建物の構造，専用区画等 | ・付表  ・事業所（施設）の平面図（変更部分がわかるように）  ・事業所（施設）の外観及び内部カラー写真（変更部分がわかるように）  ・（新しい運営規程（新旧対照表でも可））  （→9の運営規程の変更でもある。） |
| 8 | 事業所（施設）の管理者の氏名及び住所 | ・付表  ・従業者全員の勤務形態一覧  ・雇用関係を証する書類  ・経歴書  ・認知症介護実践者研修修了証書の写し  ・認知症対応型サービス事業管理者研修修了証書の写し  （認知症対応型通所介護事業所，認知症対応型共同生活介護事業所，（看護）小規模多機能型居宅介護事業所のみ）  様式5（管理者及び計画作成者一覧） |
| 9 | 運営規程 | ・付表（付表の記載事項に係る変更があった場合に限る）  ・新しい運営規程（新旧対照表でも可） |
| 10 | 協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関 | ・付表  ・医療機関の概要がわかる書類  ・医療機関との契約書の写し |
| 11 | 事業所の種別 | ・付表 |
| 12 | 併設施設の状況等 | ・併設施設の平面図（変更部分がわかるように）  ・併設施設の外観及び内部のカラー写真（変更部分がわかるように） |
| 13 | 介護支援専門員（計画作成担当者）の氏名及びその登録番号 | ・付表  ・従業者全員の勤務形態一覧  ・介護支援専門員証（又は登録証と新番号通知）の写し  ・雇用関係を証する書類  ・認知症介護実践者研修終了証書の写し  ・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修修了証書の写し  ・標準様式7（当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧） |
| 14 | その他の事項（上記以外の人員配置の変更） | ・付表  ・変更前，後の従業者の氏名がわかる書類（変更届出書に記載してある場合は不要）  ・従業員全員の勤務形態一覧  ・介護支援専門員証（資格が必要な場合に限る）の写し  ・雇用関係を証する書類  ・（新しい運営規程（新旧対照表でも可））  （→9の運営規程の変更でもある。） |